平成２３年（フ）第４１号
宮城県柴田郡川崎町大字前川字北原39番地
北原住宅２－２号
債務者　大宮　　修
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第４２号
秋田県山本郡三種町森岳字東飛塚47番地２
債務者　渡部　悦子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第４３号
秋田県能代市西通町１番４号　プチアリス５号
債務者　工藤美由紀
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第４４号
秋田県山本郡三種町下岩川字達子151番地
債務者　加藤　真一
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第３３号
秋田県大館市岩瀬字赤沼66番地２
債務者　奥村　　浩
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第２７号
福井県大飯郡高浜町中津海第24号７番地
債務者　髙島　裕政
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第２８号
福井県小浜市府中第23号12番地の１
債務者　上田　　治
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第１５０号
山梨県韮崎市一ツ谷1910番地２
債務者　濱　　貴子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８６号
山梨県笛吹市石和町河内47番地１マーベラスガーデンＣ102
債務者　萩原寿美子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９４号
長野県中野市大字西条874番地４　西条ホーム６号、前住所長野県中野市大字柳沢542番地25　ホーム一番館102号
債務者　小林　明美
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１５号
長野県松本市沢村３丁目６番34号
債務者　塩原　泰子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第３７号
岐阜県可児市今東山701－２　サンシャイン東山203、住民票上の住所愛知県稲沢市日下部北町１丁目72番地
債務者　松本　修治
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第４８号
滋賀県彦根市高宮町997番地６　202号、前住所滋賀県蒲生郡日野町松尾５丁目28番地１
債務者　神崎八重子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１６５号
兵庫県宝塚市高司４丁目１番10号、前住所兵庫県宝塚市高司２丁目11番18号　田中ハイツ201号
債務者　大田　真希
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２０８号
兵庫県川西市東久代２丁目７番１号
債務者　井上機久造こと　尹　機久造
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第６５号
山口市下小鯖597番地11
債務者　山田　文子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６９号
山口市穂積町２番２―402号
債務者　武富ルミ子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係